

新旧対照表
【沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の取扱いについて（平成14年3月31日財閥第254号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の取扱いについて</p> <p>沖縄振興特別措置法において国際物流拠点産業集積計画を定めることの趣旨にかんがみ、<u>提出国際物流拠点産業集積計画に定められた国際物流拠点産業集積地域における保税地域の取扱いを下記のとおり定め、平成26年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</u></p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閥第100号）その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域の取扱いについて（昭和63年6月9日蔵閥第579号）」は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>(削除)</u></p>	<p>沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の取扱いについて</p> <p>沖縄振興特別措置法における<u>国際物流拠点産業集積地域の指定</u>の趣旨にかんがみ、国際物流拠点産業集積地域における保税地域の取扱いを下記のとおり定め、平成24年4月1日から実施することとしたので了知されたい。</p> <p>この場合において、この通達に定めのないものについては、関税法基本通達（昭和47年3月1日蔵閥第100号）その他関税関係通達の定めるところによる。</p> <p>なお、この通達の実施に伴い、「沖縄振興開発特別措置法に基づく自由貿易地域の取扱いについて（昭和63年6月9日蔵閥第579号）」は廃止する。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p><u>(指定保税地域とみなす場合の取扱い)</u></p> <p><u>1-1 沖振法第45条第1項の規定により、施設等を指定保税地域とみなす場合の取扱いについては、次による。</u></p> <p>(1) <u>指定保税地域とみなす施設等の確認は、沖振法第42条第1項、第4項又は第5項に規定する主務大臣からの協議があった際に併せて行う。</u></p> <p>(2) <u>上記(1)により確認を行った施設等が国際物流拠点産業集積地域に指定されたとき、又は指定保税地域とみなす施設等の範囲が変更されたときは、直ちに、当該指定後又は変更後に指定保税地域とみなす施設等の範囲を、後記1-3(2)の規定に準じて公告する。</u></p> <p><u>ただし、指定後又は変更後に指定保税地域とみなす施設等の範囲が、沖振令第24条第3項に規定する公告により明らかである場合は、これを省略して差し支えない。</u></p> <p><u>(指定保税地域とみなさない施設等の具体的範囲)</u></p> <p><u>1-2 沖振令第24条第1項に規定する指定保税地域とみなさない施設等の具体的範囲については、次による。</u></p> <p>(1) <u>「国又は地方公共団体が使用する管理用施設」には、税關事務所、植物検疫所、動物検疫所及び沖縄県の管理事務所のほか、守衛室、管理用機械室等の施設を含む。</u></p> <p>(2) <u>「事業を行う者が使用する事務所」には、事務所のほか、当該事業を行う者が備品倉庫等として使用する施設を含む。</u></p> <p>(3) <u>「沖縄地区税關長が関税法の適正な実施を確保する上で必要と認め指定する施設等」とは、沖縄地区税關長が、外国貨物の積卸し若しくは運搬し、又はこれを一時置くことができる場所とすることが取締り上適当でない</u></p>
<u>(削除)</u>	

新旧対照表
【沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財閥第 254 号）】
(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<u>(削除)</u>	<p><u>と認めた施設等（例えば、食堂、自動販売機コーナー等の厚生施設）をいう。</u></p> <p><u>(指定保税地域とみなさない施設等の指定等)</u></p> <p><u>1-3 沖振令第 24 条第 1 項第 4 号に規定する指定保税地域とみなさない施設等の指定等については、次による。</u></p> <p><u>(1) 同条第 2 項に規定する指定又はその変更をしようとする施設等の管理者及び主務大臣との協議は、「国際物流拠点産業集積地域内の指定保税地域とみなさない施設等の指定（の変更）について（協議）」（別紙様式）により行う。この場合において、協議内容については、将来において紛争等が生じる余地のないようその要点を明確に記載し、あらかじめ、本省（監視課）に報告する。</u></p> <p><u>(2) 同条第 3 項に規定する公告は、必要に応じて図面等を付した上で、次に掲げる事項を、税関の見やすい場所に掲示することにより行う。</u></p> <p><u>イ 指定の公告</u></p> <p><u>(イ) 国際物流拠点産業集積地域の名称</u></p> <p><u>(ロ) 所在地</u></p> <p><u>(ハ) 区域</u></p> <p><u>(ニ) 面積</u></p> <p><u>(ホ) 指定後における指定保税地域とみなす施設等の範囲</u></p> <p><u>(ヘ) 指定期間（当分の間、指定の変更予定がない場合は、指定年月日）</u></p> <p><u>ロ 指定変更の公告</u></p> <p><u>(イ) 国際物流拠点産業集積地域の名称</u></p> <p><u>(ロ) 所在地</u></p> <p><u>(ハ) 変更後の区域</u></p> <p><u>(ニ) 変更後の面積</u></p> <p><u>(ホ) 変更後における指定保税地域とみなす施設等の範囲</u></p> <p><u>(ヘ) 変更後の指定期間（当分の間、指定の変更予定がない場合は、変更年月日）</u></p>
<u>(認定事業者に対する保税蔵置場等の許可)</u>	<u>(認定事業者に対する保税蔵置場等の許可)</u>
<u>1-1 (省略)</u>	<u>2-1 (同左)</u>
<u>(貨物の収容能力の増減等の届出)</u>	<u>(貨物の収容能力の増減等の届出)</u>
<u>1-2 (省略)</u>	<u>2-2 (同左)</u>
<u>(外国貨物の減却に係る包括承認)</u>	<u>(外国貨物の減却に係る包括承認)</u>
<u>2-1 (省略)</u>	<u>3-1 (同左)</u>

新旧対照表

【沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財閥第 254 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>（包括保税運送の承認） <u>3-1</u> （省略）</p>	<p>（包括保税運送の承認） <u>4-1</u> （同左）</p>

新旧対照表

【沖縄振興特別措置法に基づく国際物流拠点産業集積地域の取扱いについて（平成 14 年 3 月 31 日財閥第 254 号）（別紙様式）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>(削除)</u></p>	<p style="text-align: right;">(別紙様式) 第 号 平成 年 月 日</p> <p style="text-align: center;">殿</p> <p style="text-align: right;">沖縄地区税関長 印</p> <p>国際物流拠点産業集積地域内の指定保税地域とみなさない施設等の指定(の変更)について(協議)</p> <p>標記のことについて、下記のとおり指定(の変更)をしたいので沖縄振興特別措置法施行令第 24 条第2項の規定に基づき、協議する。</p> <p style="text-align: right;">記</p> <p>沖縄振興特別措置法施行令(平成 14 年政令第 102 号)第 24 条第1項第4号の規定に基づき、次のように指定(の変更)をする。</p> <p>1. 名 称:</p> <p>2. 所 在 地:</p> <p>3. 区 域:</p> <p>4. 面 積:</p> <p>5. 指定の期間:</p> <p style="text-align: right;">(規格 A4)</p>